

●貸付事業

平成20年1月から貸付利率を引き上げ

貸付事業の貸付利率は、財政融資資金利率に応じて変動することとされていますが、平成20年1月以降は下表のとおり変更（引き上げ）されます。

なお、この貸付利率の変更は、現在貸付の償還をされている方も適用されます。変更後の一回の償還額につきましては別途お知らせします。

貸付事業は、共済年金の原資である長期給付積立金の一部を管理・運用する預託金管理（年金）経理から借り入れた資金により行われていますが、現在進められている使用者年金の一元化により、長期給付積立金は、今後、厚生年金の積立金と共通の財源として位置づけられることになります。このため、共通のルールに基づく管理・運用を行うこととされ、預託金管理経理の余裕金を貸付経理等へ貸し付けを行う場合の利率が引き上げられることや、共済組合と市中金利等との乖離の是正を図ることなどから、平成20年1月以後、財政融資資金利率の金利に基づき段階的に引き上げられることとなります。

貸付利率について

区分	財政融資資金利率	貸付利率	備考
現行 ～平成19年12月31日	～2.25%	2.26%	財政融資資金利率の改定日（理事長が必要と認める場合は、その日から3月以内で理事長が定める日）から変更となる。
平成20年1月1日 ～平成20年6月30日	～2.20%	2.46%	
平成20年7月1日～	～2.40%	2.66%	

注1 この表は、財政融資資金利率が2.25%、2.20%、2.40%以下の場合の貸付利率です。それぞれの率を超える場合の貸付利率は別に定められています。

2 普通貸付、抵当権を設定しない住宅貸付、特別貸付などは、貸付利率とは別に保険料の一部負担（年0.06%）があります。



なお、割賦手数料の利率変更は、現在物資事業の償還をされている方も適用されます。変更後の償還額につきましては別途お知らせします。

●物資事業

平成20年7月から手数料率を引き上げ

物資事業の割賦手数料の利率は、財政融資資金利率に応じて変動することとされています。物資事業も預託金管理（年金）経理から借り入れた資金により行われていますので、貸付事業の貸付利率の引き上げと同様の理由により引き上げられることとなります。現在は2・5%、3・0%、3・5%の割賦手数料の基準表があり、2・5%の基準表が適用されていますが、平成20年1月からは3・0%と3・5%の基準表に改められます。ただし、経過措置として平成20年6月30日までは、財政融資資金利率が2・25%以下であれば現行の2・5%の基準表を適用することとなります。